

平成 27 年 10 月 19 日

経済戦略局総務部長以下、市従市民生活支部長以下との予備交渉

(支部)

本日は、2016 年度勤務労働条件に関する要求を次のとおり行う。

(「2016 年度 勤務労働条件に関する要求書」(別紙)を手交)

(局)

申し入れのあった各項目については、現時点では、具体的な交渉事項がないか、あるいは人事室・市従本部との間で取り扱うべき事項であるか、あるいは職制が主体性をもって取り組むべき事項であると認識しています。

しかしながら、勤務労働条件にかかわる事項については、皆様方と十分に協議を行い、誠意を持って対処してまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。